

令和7年度一般競争（指名競争） 入札等参加資格審査申請要領

－ 「物品・その他製造等」本申請 －

紀の川市が発注する「物品・その他製造等」の入札等に参加を希望する個人・法人の方は、下記に基づき申請書類を提出してください。なお、今回の申請は、本申請です。現在、登録している業者も、更新を希望する場合は申請が必要です。

前回からの変更点

◎申請方法が電子申請に変わります。

これまでの紙申請からインターネットを利用した電子申請に変更となります。

申請書や申請に必要な書類を紀の川市ホームページからダウンロードし、その後作成した書類をインターネットの専用申請サイトにアップロードする方法となります。

- ・紀の川市ホームページ (<https://www.city.kinokawa.lg.jp/>)
- ・電子申請サイト B I D－E N T R Y (<https://bid-entry.com/>)

電子申請サイトは、期間中24時間利用できます。

ただし、メンテナンス等により、一時的に利用できないことがあります。

原則、電子申請による受付としています。ただし、今回に限り、市内業者（紀の川市内に本店・本社がある業者）のみ、パソコンが利用できない等で電子申請ができない場合は、紙申請での受付を行います。紙申請の様式については、契約管財課窓口で配布を行います。

◎システム利用料がかかります。

市内業者※1 準市内業者※2	無 料
市外業者 (市内業者、準市内業者以外)	有 料 1 申請あたり1, 540円(税込)

※1 市内業者（紀の川市内に本店・本社がある業者）

※2 準市内業者（紀の川市外に本社があり、紀の川市内の支店、営業所等を委任先として登録する業者）

◎支払方法について

- ・支払い方法は、クレジットカード、コンビニ、ペイジー（ＡＴＭ決済のみ）のいずれかをご利用ください。システム内に支払画面が表示されます。※コンビニ、ペイジー（ＡＴＭ決済のみ）のお支払いは、決済申込完了から７日以内、または申請期間終了日の早い方までに入金を完了してください。
- ・支払いは、申請期間内に完了させてください。入金確認後に申請受付となります。
- ・システム会社への支払いとなります。紀の川市への支払いは、受け付けておりません。
- ・申請後に取下げする場合等であってもシステム利用料は返金されませんので、ご注意ください。
- ・変更申請には、システム利用料は発生いたしません。

◎認定有効期間について

令和７年８月１日から令和１０年３月３１日まで（２年８ヶ月間）

Ⅰ．資格要件

資格審査を受けるにあたっては、市長が必要と認める場合を除き、次の要件を備えていなければなりません。

- （１）申請する業種について、法令の規定により、当該営業について免許、許可又は登録等が必要な場合は、当該免許、許可又は登録等を受けている者。
- （２）次の①から⑧のいずれかに該当する者でないこと。
 - ①一般競争（指名競争）入札等に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人又は未成年であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く）及び破産者で復権を得ない者
 - ②次のaからfまでに該当する事実があった後、２年を経過しない者
 - a 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者
 - b 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者、又は公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - c 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - d 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - e 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - f 上記aからeまでのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- ③国税、都道府県民税及び紀の川市税に未納がある者
- ④紀の川市の使用料等に未納がある者
- ⑤紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱別表第2の措置要件に該当する者
- ⑥経営状況が著しく不健全であると認められる者
- ⑦会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でこれらの開始が決定されていない者
- ⑧入札等参加資格審査申請書及びこれらの添付書類中の重要な事項について虚偽の記入をした者、又は重要な事実について記入をしなかった者

2. 申請時の注意点

- (1) 申請書類の中の重要な事項について虚偽の記入をした者、又は重要な事項を記入しなかった者は、資格の認定ができませんので、ご注意ください。
- (2) 申請書類は、紀の川市と取引するうえでの基礎資料となるため、指定の事項は漏らさず記入してください。
- (3) 「紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱」に基づき、排除措置を受けた個人・法人に対しては、入札等参加資格の取消し又は指名停止措置等の必要な措置を行います。
- (4) 資格の認定を受けた個人・法人は、その住所又は所在地、商号又は名称、代表者職氏名等が紀の川市の入札等参加資格者名簿に掲載され、公開されることとなりますので、あらかじめご了承ください。
- (5) 印鑑・ゴム印は、鮮明に押印してください。
- (6) 各証明書については令和7年3月1日以降に発行されたものを添付してください。

3. 申請期間について

令和7年6月2日（月）から令和7年6月30日（月）まで

※申請期間を過ぎて行った申請は、一切受付できませんので、ご注意ください。

※申請期間終了日までに申請手続きを完了し、申請受付書を印刷してください。手続きが完了しなかった申請は、申請期間終了後に取消されます。

※申請内容に不備等があった場合、補正要求（差し戻し）を行う場合がありますので、早めの提出をお願いします。

※認定有効期間の変更のため、次の申請受付は、令和9年12月頃を予定しています。

4. 申請受付後について

- ・申請受付後、随時、審査を行います。申請内容に不備がなければ『審査済み』、不備があれば『補正要求』のメールを送信します。
- ・『補正要求』のメールを受信した場合は、すみやかに補正を行ってください。

補正期間の締切日時：令和7年7月7日（月）17時まで

※補正が行われず、令和7年7月7日（月）までに「審査済み」とならない申請は、申請を取り消すことがあります。

5. 申請が不要な取引について

下記物品のみの取引を希望する場合は、申請は不要です。

1	書籍（図書、新聞等）類（図書館の貸出用は必要）
2	印紙類
3	食料品類（茶の葉は必要）
4	医療薬品類
5	動植物類
6	肥料類
7	健診・検診業務
8	写真（現像・焼付等）類（デジタルカメラ等の販売は必要）

6. 問い合わせ先

〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井338番地 本庁舎3階 32番窓口
紀の川市役所 総務部 契約管財課 契約検査班 Tel：0736-77-2511（代表）